

令和四年度重点行政監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、その内容を別冊のとおり公表する。

令和六年四月一日

同	同	同	広島県監査委員
			沖井純
			山下智之
			奥兆生
同	三田利江子		